

人事委員会 年報

令和元年度

堺市人事委員会

目 次

第1	委員会	1
1	委員	1
2	令和元年度の開催状況	1
3	委員会の審議内容	1
第2	事務局	10
1	組織	10
2	事務分掌	10
3	予算	11
第3	職員の任用	12
1	採用	12
2	昇任	16
第4	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
第5	条例の制定、改廃に対する意見	20
第6	公平審査等	23
1	勤務条件に関する措置の要求の状況	23
2	不利益処分に関する審査請求の状況	23
3	苦情処理	24
第7	職員団体の登録	25
第8	労働基準監督機関としての職権行使等	26
1	労働基準法の号別区分	26
2	職権行使状況	27
第9	人事委員会規則の制定、改廃	28

第1 委員会

1 委員

令和2年3月31日現在

職名	氏名	任期	備考
委員長	前田 寛司	平成30年1月6日から 令和4年1月5日まで	会社役員 再任 (当初就任 H22. 1. 6)
委員 (委員長職務代理者)	酒井 貴子	平成29年1月6日から 令和3年1月5日まで	大学教授 再任 (当初就任 H25. 1. 6)
委員	島田 睦史	令和2年1月6日から 令和6年1月5日まで	弁護士 R2. 1. 6 就任

2 令和元年度の開催状況

開催年月	定例会	臨時会	計
平成31年4月	2		2
令和元年 5月	1		1
6月	2		2
7月	3		3
8月	3	1	4
9月	3		3
10月	1		1
11月	2	1	3
12月	1		1
令和2年 1月	2		2
2月	2		2
3月	4		4
合計	26	2	28

3 委員会の審議内容

令和元年度における本委員会の議事は、次のとおりである。

	開催年月日	議 題 等
第1回 定例会	H31. 4. 12	議 案 1 平成31年度堺市職員採用試験（大学卒程度）の実施について 2 平成31年度堺市職員採用選考（資格免許職）の実施について 3 平成31年度堺市職員採用試験（任期付職員）の実施について 4 平成31年度堺市職員職種変更試験の実施について 報 告 1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告 について

		<p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用試験の実施通知について</p> <p>3 平成31年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>4 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>その他</p>
第2回 定例会	H31.4.22	<p>報 告</p> <p>1 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第3回 定例会	R1.5.28	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【プレゼン型】））第一次試験面接試験受験対象者の決定について</p> <p>2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第4回 定例会	R1.6.7	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（高校卒程度）の実施について</p> <p>2 令和元年度堺市職員採用選考（資格免許職等）の実施について</p> <p>3 令和元年度堺市職員採用選考（職務経験者）の実施について</p> <p>4 堺市職員採用選考（学校事務職員）実施基準の一部改正について</p> <p>5 令和元年民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用試験の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>その他</p>
第5回 定例会	R1.6.21	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【プレゼン型】））第一次試験合格者の決定について</p>

		<p>2 令和元年度堺市職員職種変更試験の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則に基づく報告について</p> <p>3 職員からの苦情相談に関する規則第6条の規定に基づく苦情相談の報告について</p> <p>4 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>5 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第6回 定例会	R1.7.5	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務・土木（農学・造園を含む）・建築・機械・電気・化学）第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和元年度堺市職員採用選考（資格免許職）第一次試験合格者の決定について</p> <p>3 令和元年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について</p> <p>4 令和元年度堺市職員採用試験（任期付職員）第一次試験合格者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>その他</p>
第7回 定例会	R1.7.16	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【プレゼン型】）最終合格者の決定について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報 告</p> <p>1 職員からの苦情相談に関する規則第6条の規定に基づく苦情相談の報告について</p> <p>その他</p>
第8回 定例会	R1.7.24	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（任期付職員）最終合格者の決定について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>

		報告 1 不利益処分該当事象について その他
第9回 定例会	R1.8.6	協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第10回 定例会	R1.8.16	議 案 1 令和元年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務））第二次試験合格者の決定について 2 令和元年度堺市職員採用試験（大学卒程度（土木（農学・造園を含む。）・建築・機械・電気・化学））最終合格者の決定について 3 令和元年度堺市職員採用選考（資格免許職）最終合格者の決定について 4 令和元年度堺市職員職種変更試験第二次試験の合否判定について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報 告 1 職員団体登録事項変更届出について その他
第11回 臨時会	R1.8.22	議 案 1 条例案に対する意見について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用試験の実施結果について 2 職員団体登録事項変更届出について その他
第12回 定例会	R1.8.30	協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施結果について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施結果について 3 不利益処分該当事象について その他
第13回	R1.9.6	議 決

定例会		<p>1 令和元年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務））最終合格者の決定について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>
第 14 回 定例会	R 1. 9. 13	<p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報 告</p> <p>1 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>その他</p>
第 15 回 定例会	R 1. 9. 20	<p>議 決</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第 40 条第 1 項に規定する条件付採用期間の延長の承認について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第 16 回 定例会	R 1. 10. 11	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（高校卒程度）第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和元年度堺市職員採用選考（資格免許職等）第一次試験合格者の決定について</p> <p>3 令和元年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について</p> <p>4 令和元年度堺市職員採用選考（職務経験者）第一次試験合格者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>2 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定に基づく報告について</p> <p>その他</p>
第 17 回 定例会	R 1. 11. 7	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（任期付職員）の実施について</p> <p>2 令和元年度堺市職員採用選考（任期付職員）の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の</p>

		<p>規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第 18 回 定例会	R 1. 11. 22	<p>議 決</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（高校卒程度）最終合格者の決定について</p> <p>2 令和元年度堺市職員採用選考（資格免許職等）最終合格者の決定について</p> <p>3 令和元年度堺市職員採用選考（職務経験者（事務））第二次試験合格者の決定について</p> <p>4 令和元年度堺市職員採用選考（職務経験者（土木（農学・造園を含む。）、建築、設備、社会福祉））最終合格者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用試験の実施結果について</p> <p>その他</p>
第 19 回 臨時会	R 1. 11. 26	<p>議 案</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第 20 回 定例会	R 1. 12. 13	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用選考（職務経験者（事務））最終合格者の決定について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則等の一部改正について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</p> <p>4 堺市職員昇任選考基準の一部改正について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第 22 条の規定による採用報告について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用試験の実施結果について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施結果について</p>

		<p>4 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第 21 回 定例会	R2. 1. 7	<p>議 決</p> <p>1 堺市人事委員会委員長の選任について</p> <p>2 堺市人事委員会委員長職務代理者の指定について</p> <p>3 令和 2 年度堺市職員採用選考（会計年度任用職員）の実施について</p> <p>4 堺市職員の任用に関する規則第 16 条の 2 の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>その他</p>
第 22 回 定例会	R2. 1. 31	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（任期付職員）第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</p> <p>3 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>4 令和 2 年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について</p> <p>5 令和 2 年度堺市職員採用試験（大学卒程度）の実施について</p> <p>6 令和 2 年度堺市職員採用選考（資格免許職）の実施について</p> <p>7 令和 2 年度堺市職員職種変更試験の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第 23 回 定例会	R2. 2. 17	<p>議 案</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>報 告</p> <p>1 令和 2 年度人事委員会予算（案）について</p> <p>その他</p>
第 24 回 定例会	R2. 2. 21	<p>議 案</p> <p>1 令和元年度堺市職員採用試験（任期付職員）最終合格者の決定について</p> <p>2 令和元年度堺市職員採用選考（任期付職員）最終合格者の決定について</p>

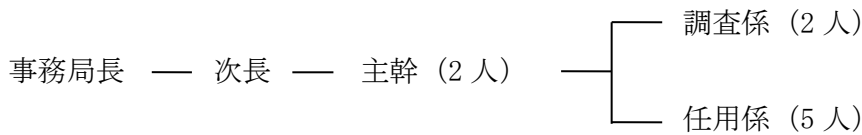
		<p>3 令和2年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について</p> <p>4 令和2年度堺市職員採用選考（任期付職員）の実施について</p> <p>5 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づく採用の承認について</p> <p>6 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第25回 定例会	R2.3.10	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>2 堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部改正について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員職種変更に関する基準の一部改正について</p> <p>3 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について</p> <p>その他</p>
第26回 定例会	R2.3.13	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>3 令和2年度堺市職員採用試験（任期付職員）の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>その他</p>
第27回 定例会	R2.3.19	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について</p> <p>2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づく採用の承認について</p> <p>3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条</p>

		<p>第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>その他</p>
第28回 定例会	R2.3.27	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員昇任選考基準等の一部改正について</p> <p>2 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>4 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>

第2 事務局

1 組織（平成31年4月1日現在）

事務局（11人）



2 事務分掌（平成31年4月1日現在）

〈調査係〉

- 1 人事委員会の会議に関する事。
- 2 人事に関する統計報告に関する事。
- 3 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関する事。
- 5 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関する事。
- 7 給与の支払の監理に関する事。
- 8 分限及び懲戒に関する事（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 9 勤務条件の措置要求に関する事。
- 10 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 11 職員の苦情の処理に関する事。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 13 職員の退職管理に係る任命権者からの報告等に関する事。
- 14 管理職員等の範囲に関する事。
- 15 職員団体の登録に関する事。
- 16 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 17 公印の管理に関する事。
- 18 事務局の人事、予算及び決算に関する事。
- 19 事務局の庶務に関する事。

〈任用係〉

- 1 人事記録の管理に関する事。
- 2 競争試験及び選考に関する事。
- 3 条件付採用及び臨時的任用に関する事。
- 4 研修及び勤務成績の評定についての調査研究に関する事。

3 予算

令和2年度予算

単位：千円

科目	予算額
人事委員会費	118,019
報酬	5,161
給料	42,972
職員手当等	39,027
賃金	0
報償費	42
旅費	1,553
需用費	3,431
役務費	4,883
委託料	13,597
使用料及び賃借料	4,827
備品購入費	0
負担金補助及び交付金	2,526

第3 職員の任用

1 採用

(1) 試験及び選考の実施日程

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
大学卒程度（事務【プレゼン型】）		H31. 4. 5 ～4. 19	R1. 5. 19、 R1. 6. 8～6. 9	R1. 6. 21	R2. 6. 29		R1. 7. 16
大学卒程度	事務	R1. 5. 8 ～5. 24	R1. 6. 23	R1. 7. 5	R1. 7. 21、 7. 29～8. 2	R1. 8. 24 ～8. 25	R1. 9. 6
	土木（農学・造園を含む。）				R1. 7. 21、 8. 3～8. 4		R1. 8. 16
	建築						
	機械						
	電気						
	化学						
社会福祉		R1. 6. 23	R1. 7. 5	R1. 7. 21		R1. 7. 24	
心理							
薬剤師							
事務（任期付短時間勤務職員）							
卒高 程校 度	事務	R1. 8. 13 ～8. 30	R1. 9. 29	R1. 10. 11	R1. 11. 9 ～11. 10		R1. 11. 22
	土木（農学・造園を含む。）						
司書							
精神保健福祉士							
歯科衛生士							
保健師							
保育教諭							
障害者を対象とした事務							

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
職務経験者	事務	R1. 7. 8 ～7. 26	R1. 9. 29	R1. 10. 11	R1. 10. 19、 11. 2～11. 3	R1. 11. 30 ～12. 1	R1. 12. 13
	土木（農学・造園を含む。）					/	R1. 11. 22
	建築						
	設備						
	社会福祉						
建築（任期付職員）		R1. 12. 2 ～12. 20	R2. 1. 19	/	R2. 2. 8 ～2. 9	/	R2. 2. 21
設備（任期付職員）							
保育教諭（任期付職員）							
事務A（任期付短時間勤務職員）				R2. 1. 31			
事務B（任期付短時間勤務職員）							
事務C（任期付短時間勤務職員）							
事務D（任期付短時間勤務職員）							
事務E（任期付短時間勤務職員）							

(2) 試験及び選考の実施結果

○令和元年5月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
大学卒程度 (事務【プレゼン型】)	10名程度	313	200	41	39	15	13.3倍

※第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数

○令和元年6月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率	
大学 卒 程 度	事務	30名程度	565	307	179	153	33	9.3倍
	土木 (農学・造園を含む。)	20名程度	59	27	23	23	17	1.6倍
	建築	5名程度	24	6	6	5	3	2.0倍
	機械	若干名	12	8	6	5	1	8.0倍
	電気	若干名	18	7	5	5	1	7.0倍
	化学	若干名	12	6	5	5	2	3.0倍
社会福祉	10名程度	52	32	27	26	13	2.5倍	
心理	10名程度	52	40	26	25	11	3.6倍	
薬剤師	4名程度	17	13	11	10	4	3.3倍	
事務 (任期付短時間勤務職員)	若干名	7	4	3	3	0	—	

※大学卒程度（事務）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：84人、第三次試験受験者数：73人）

○令和元年9月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
高校卒程度（事務）	5名程度	77	59	14	11	5	11.8倍
高校卒程度（土木 （農学・造園を含む。））	5名程度	9	8	7	7	4	2.0倍
司書	4名程度	48	38	14	13	4	9.5倍
精神保健福祉士	若干名	10	10	5	4	1	10.0倍
歯科衛生士	若干名	16	14	7	6	1	14.0倍

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
保健師	3名程度	54	27	12	10	3	9.0倍
保育教諭	22名程度	164	132	70	56	24	5.5倍
障害者を対象とした事務	若干名	130	97	21	17	4	24.3倍
職務 経験者	事務	12名程度	672	423	77	15	28.2倍
	土木 (農学・造園を含む。)	9名程度	68	40	34	9	4.4倍
	建築	若干名	33	19	15	5	3.8倍
	設備	若干名	48	39	20	4	9.8倍
	社会福祉	5名程度	130	95	27	26	11.9倍

※職務経験者（事務）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：25人、第三次試験受験者数：25人）

○令和2年1月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
建築（任期付職員）	若干名	5	3	—	—	2	1.5倍
設備（任期付職員）	若干名	2	2	—	—	1	2.0倍
保育教諭 （任期付職員）	5名程度	16	7	—	—	7	1.0倍
事務A （任期付短時間勤務職員）	若干名	3	2	2	2	0	—
事務B （任期付短時間勤務職員）	若干名	11	6	5	3	1	6.0倍
事務C （任期付短時間勤務職員）	若干名	9	4	4	4	1	4.0倍
事務D （任期付短時間勤務職員）	若干名	4	3	3	2	2	1.5倍
事務E （任期付短時間勤務職員）	19名程度	46	30	—	—	21	1.4倍

※建築（任期付職員）、設備（任期付職員）、保育教諭（任期付職員）、事務E（任期付短時間勤務職員）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載

○その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人数（人）
部長級	1
係長級	2
計	3

2 昇任（任命権者に委任しているものを除く。）

(1) 選考の実施結果

職務の級	人数（人）
局長級	8
部長級	32
課長級	15
計	55

第4 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

令和元年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 令和元年10月4日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

平成31年4月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を行った。民間従業員については、平成31年4月から令和元年6月にかけて、企業全体の従業員数が50人以上、かつ、事業所の従業員数が50人以上である273事業所を母集団として、そのうちの86事業所を無作為に抽出して調査を行った。

(調査完了事業所78事業所、調査完了率90.7%)。

② 比較の結果

ア 月例給（本市職員と民間従業員の平成31年4月分の給与をラスパイレース方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
400,620円	400,386円	234円 (0.06%)

(注1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は43.0歳、平均勤続年数は18.5年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と、民間事業所において平成30年8月から令和元年7月までの1年間に支給された特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.50月分	4.45月分	0.05月

(3) 給与の改定

① 給料表

公民較差が小さく、適切な給料表の改定を行うことが困難であるため、給料表の改定は見送ることが適当である。

② 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を引き上げる。

(4.45月分 → 4.50月分。勤勉手当に配分)

[実施時期] 令和元年12月

(4) その他の事項

① 人材確保・人材育成

ア 公務員倫理の確保

職員一人ひとりにとっては、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、高い倫理観と使命感に基づいた行動をとることが強く求められる。任命権者にとっては、引き続き、あらゆる機会を通じて、公務員倫理の確保に向けた取組を実施し、職員の遵法意識の向上を図るとともに、不祥事に対しては公正、厳格に対処されたい。

イ 多様で有為な人材の確保

採用試験の実施時期や試験制度の見直しを進め、本市の持続的な発展を担う多様で有為な人材の確保に継続的に取り組んでいく。また、これまでの取組の効果を検証しつつ、あらゆる機会を通じて、公務の魅力ややりがいについての効果的な情報発信に努める。

ウ 人材育成

組織全体として人材育成に取り組むためには職場研修、集合研修、自己啓発の3つの連携が重要であることを踏まえ、引き続き、実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身の自発的・主体的な受講を促進していただきたい。

エ 女性職員の登用

時間外勤務の縮減等の働き方改革に積極的に取り組むとともに、女性職員の登用推進のための環境整備を進め、能力主義・実績主義に基づき、意欲と能力のある女性職員をあらゆる分野において積極的に登用していくことが望まれる。

オ 人事評価制度

評価者・被評価者に対して制度の理解を深めるための取組を引き続き実施するとともに、評価結果の活用方法について、国や他の地方公共団体の事例も参考にしながら必要な見直しを行うなど、客観的で公正性、透明性が高く、実効性のある制度とすることが望まれる。

カ 高齢期における職員の雇用問題

再任用職員がその能力と経験を活かし、やりがいをもって活躍できる勤務環境の整備に努められたい。また、定年の引上げに関する国の検討状況について引き続き注視するとともに、本市における課題等について議論を進めていく必要がある。

② 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

「働き方改革プラン」の目標達成や時間外勤務の上限規制を過剰に意識するあまり、業務の持ち帰りやサービス残業を行うことは、決してあってはならないことである。長時間労働の是正のためには、職員一人ひとりの意識改革や所属長によるマネジメントの強化とともに、組織全体として業務の削減・合理化や要員配置の最適化に取り組むなどの対策を講ずることが必要である。

イ ハラスメントの防止

ハラスメントを当事者間の個人的問題に留めず、組織の問題として捉え、職場におけるハラスメントの防止に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員が安心して働き続けることができる環境を確保していただきたい。

ウ 仕事と生活の両立支援

職員が子育てや介護等のための休暇等を取得しやすい組織風土を醸成し、職員間の相互理解のもと、職員が安心して制度を利用できるような職場環境の整備に努められたい。ま

た、本年度に試行実施するテレワーク等の柔軟な勤務形態、ICT や AI 等の活用についても、更に研究を進められたい。

エ メンタルヘルス対策

職員に対するストレスチェックの受検勧奨を引き続き実施するとともに、ストレスチェックの集団分析結果が職場環境の改善につながるよう、所属長に対する研修等に努められたい。

③ 臨時・非常勤職員の処遇の確保

会計年度任用職員制度への円滑な移行に向けて、会計年度任用職員の募集時期や制度の周知期間等を勘案し、着実に準備を進める必要がある。

(5) 民間給与特別調査等

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、賃金構造基本統計調査規則に規定する直近の調査に基づく民間給与調査及び民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査を実施した。

① 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、本市内の民間の給与実態をより広く把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、給与等に関する調査を行った。

② 民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査

- ・ 正社員・正職員 30 人以上 50 人未満の市内民間事業所の給与制度等の状況を把握するため、職種別民間給与実態調査の対象企業となっていない 257 事業所に調査を実施した。
- ・ 役職ごとの構成割合が公務とは異なり、同程度の役職・年齢の従業員であっても、給与水準にかなりの開きがあった。
- ・ 本調査に基づき、精緻に分析したり、同種・同等の者同士の給与を比較したりするという観点から公民比較を行うには支障があり、これを直ちに活用することは困難である。
- ・ しかしながら、対象規模事業所の給与制度等の状況を広く把握することができた。

第5 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は、次のとおりである。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
令和元年 8月22日	① 堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例 ② 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 ③ 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正等を行うもの。 ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例について、会計年度任用職員の任用等に関する所要の改正等を行うもの。 ③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、同職員の給与及び費用弁償の支給に関し次の事項等を規定するため、本条例を制定するもの。 (1) フルタイム会計年度任用職員に対する給料及び手当（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等）に関する事項 (2) パートタイム会計年度任用職員に対する基本報酬、通勤に要する費用弁償、増額報酬（時間外勤務手当等）及び期末手当に関する事項 (3) その他、給与の支	① 本条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。 ② 本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の整備を行うものであり、異議はありません。 ③ 本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものであり、異議はありません。

意見 申出日	条例名	条例の内容	意見
		給に関する事項	
令和元年 11月26日	堺市職員の給与に関する 条例等の一部を改正する 条例	(1) 平成31年4月の民間 給与との比較等に基づく 人事委員会勧告を踏まえ、 一般職の職員の期末手当 及び勤勉手当について改 正するもの。 (2) 任期付職員の給与に ついて、次のとおり改正す るもの。 ア 初任給について、一般 職員と同様の方法で 決定するもの。 イ 昇給について、一般職 員と同様に実施する もの。 ウ 単身赴任手当につい て、任期付短時間勤務 職員を支給対象に含 めるもの。 (3) 会計年度任用職員の 報酬月額の根拠となる行 政職給料表の級号給につ いて、令和元年10月1日 付けの大阪府最低賃金の 改定を踏まえ、行政職給 料表の給料月額の一部を 改定するもの。 (4) 前3号に掲げるもの のほか、必要な措置等を 定めるもの。	上記条例案は、適当である と考えます。
令和2年 2月17日	① 堺市議会議員その他非 常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の 一部を改正する条例 ② 堺市立学校職員の給与 及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例 ③ 堺市職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する 条例	① 地方公務員法（昭和25 年法律第261号）及び 地方自治法（昭和22年 法律第67号）の一部改 正により会計年度任用 職員制度が導入される ことに伴い、給料を支 給される非常勤の職員 の補償基礎額について 所要の改正等を行うも の。 ② (1) 地方公務員法（昭 和25年法律第261号） の一部改正により、臨	① 本条例案は、会計年度 任用職員制度が導入さ れることに伴い、給料 を支給される非常勤の 職員の補償基礎額につ いて所要の改正を行う ものであり、適当であ ると考えます。 ② 本条例案は、地方公務 員法に定める職務給の 原則及び均衡の原則に 基づき、臨時的任用の 適正の確保を図るもの であり、異議はありま

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
		<p>時的任用の適正の確保を図ることとされたことを踏まえるとともに、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員との均衡を図るため、小中学校等教育職給料表の1級の最高号給を引き上げることとし、所要の改正を行うもの。</p> <p>(2) 規定の整備を行うもの。</p> <p>③ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることによる学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置について定めることとし、所要の改正を行うもの。</p>	<p>せん。</p> <p>③ 本条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が策定されたことを踏まえ、教育委員会が定める教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の実効性を高めるため、所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。</p>

第6 公平審査等

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものである。令和元年度の、措置の要求の状況は次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認 (一部)	請求容認 (全部)	計 (b)		
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 不利益処分に関する審査請求の状況（前年度からの繰越し分（1件）は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものである。令和元年度の状況は、次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申し立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
懲戒	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	0	0

(注)1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものである。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議である。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、職員からの任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出や相談の処理を行う。

令和元年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・パワハラ・いじめ	その他	合計
相談	0	0	0	0	0	1	1	2
処理	0	0	0	0	0	1	1	2

第7 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和元年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

団 体 名	変更登録年月日	変 更 内 容
自治労堺市職員労働組合	平成31年4月11日	役員名簿の変更
日教組堺教職員組合	令和元年6月17日	〃
堺市市民職員組合	令和元年8月9日	〃
堺市税務職員組合	令和元年8月9日	〃
堺市建設合同職員組合	令和元年8月9日	〃
堺市保育所職員組合	令和元年8月9日	〃
堺市職員組合	令和元年8月9日	〃
堺市福祉衛生職員組合	令和元年8月16日	〃
堺市教職員組合	令和元年9月10日	〃

第8 労働基準監督機関としての職権行使等

労働者の労働条件を保護するため、労働基準法及び労働安全衛生法において、労働基準監督機関が職権を行使することとされ、通常、都道府県労働局等がこれにあたっている。

一方、地方公共団体の職員に関しては、地方公務員法による特例が適用され、労働基準法別表第一第11号及び第12号に掲げる事業、並びに同表の各号に該当しない事業に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が労働基準監督機関としての職権を行使することとされ、本委員会では委員長の職にある委員にこの権限を委任している。

1 労働基準法の号別区分

本委員会では、本市の事業又は事務所が労働基準法別表第一各号のいずれに該当するかを、大阪労働局と協議して決定している。この決定に基づく区分は、以下のとおりである。

(平成31年4月1日現在)

所管	号別	部 局	事 業 又 は 事 務 所 の 名 称
大阪労働局・労働基準監督署	一号	教育委員会	学校附設給食調理場
		上下水道局	上下水道局本庁、水運用管理課、三宝水再生センター
	五号	産業振興局	港湾事務所
	八号	産業振興局	青果地方卸売市場
		建設局	泉ヶ丘公園事務所分室（霊園・霊堂）
	十三号	総務局	職員健康管理室
		健康福祉局	健康医療推進課、精神保健課、こころの健康センター、保健医療課、感染症対策課、食品衛生課、動物指導センター、環境薬務課、生活衛生センター、衛生研究所
		子ども青少年局	子ども相談所一時保護所
		区役所	保健センター(8)
	十五号	環境局	クリーンセンター（管理課、東工場、浄化ステーション、環境事業所）
健康福祉局		斎場	
人事委員会の委任を受けた委員	十二号	市民人権局	公民館（6）
		文化観光局	堺市博物館、みはら歴史博物館
		子ども青少年局	こども園(17)
	教育委員会	教育センター、美原こども館、中央図書館総務課、図書館(6)、幼稚園(8)、小学校(92)、中学校（夜間学級を含む。）(44)、高等学校(2)、支援学校(3)	
	別表第一	市長事務部局 教育委員会、行政委員会、議会事務局	本庁（堺区を含む、号別を別途指定しているものを除く。）
		市長公室	東京事務所

（単 純 労 務 職 員 を 除 く。 ）	各 号 に 該 当 し な い も の	総務局	総務サービス課
		財政局	市税事務所
		市民人権局	消費生活センター、男女共同参画センター
		健康福祉局	障害者更生相談所
		子ども青少年局	子ども相談所（一時保護所を除く。）
		建設局	地域整備事務所(3)、公園事務所(4)、自転車対策事務所
		区役所	区役所（堺区及び号別を別途指定しているものを除く。）(6)、市民センター(2)
		消防局	消防本部、救急ワークステーション、消防署(9)、出張所(8)

※ 人事委員会の委任を受けた委員が所管する事業又は事務所の単純労務職員については、大阪労働局・労働基準監督署が職権を行使する。

※ 表中の()内の数字は、該当する事業又は事務所の数

※ この表に記載がない事業又は事務所は、本市の機構上の上位組織等に含まれる。

2 職権行使状況

令和元年度に、本委員会が労働基準監督機関として職権を行使した事項は、以下のとおりである。

事 項	件 数	関係法令
安全衛生管理者等選任報告の受理	15	労働安全衛生法第 12 条 労働安全衛生法施行令第 4 条 労働安全衛生規則第 7 条 等
特定機械等の各種報告の受理	2	労働安全衛生法第 41 条 ゴンドラ安全規則第 27 条 労働安全衛生規則第 86 条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	労働基準法第 41 条 労働基準法施行規則第 23 条
解雇予告除外認定	4	労働基準法第 19、20 条 労働基準法施行規則第 7 条
労働者死傷病報告の受理	13	労働安全衛生法第 100 条 労働安全衛生規則第 97 条
時間外労働・休日労働に関する協定届の受理	171	労働基準法第 36 条 労働基準法施行規則第 16、17、18 条
定期健康診断等結果報告書の受理	9	労働安全衛生法第 66 条 労働安全衛生法施行令第 22 条 労働安全衛生規則第 44 条 等
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告の受理	3	労働安全衛生法第 66 条の 10 労働安全衛生規則第 52 条の 9 等

第9 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

令和元年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則等は、次のとおりである。

番 号	公 布 年 月 日 施 行 年 月 日	名 称	制定改廃
令和元年第2号 (平成31年)	平成31年4月17日 平成31年4月1日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和元年第3号 (平成31年)	令和元年12月27日 令和2年4月1日	堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和元年第4号 (平成31年)	令和元年12月27日 令和2年4月1日	堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和2年第1号	令和2年2月3日 令和2年4月1日	堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
令和2年第2号	令和2年2月14日 令和2年2月14日	堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和2年第3号	令和2年3月13日 令和2年4月1日	堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
令和2年第4号	令和2年3月13日 令和2年4月1日	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和2年第5号	令和2年3月27日 令和2年4月1日	堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部を改正する規則	一部改正
令和2年第6号	令和2年3月27日 令和2年4月1日	堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一部改正